

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成28年2月10日認可した。

平成28年2月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

土地改良区名	土 地 改 良 事 業 名
高松市東植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）久保田地区
高松市西植田土地改良区	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）市場西地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）葛谷東大池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）田渡池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）黒岩池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）吉田地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）鍛冶屋池下井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）門先地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一村池地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）一の井地区
〃	単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）浦谷池地区